

令和3～5年度

# 仕 様 書

業 務 名 : ごみ資源化工場運転業務

札幌市環境局環境事業部白石清掃工場

# 仕 様 書

## I 業務概要

### 1 業務名

ごみ資源化工場運転業務

### 2 履行場所

札幌市ごみ資源化工場（札幌市北区篠路町福移 153 番地）

### 3 履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日 （3 年間）

### 4 業務仕様

- (1) ごみ資源化工場にて、木くず、紙くず、軟質プラスチックを利用して固形燃料を生産（約 13,800t/年程度）する。また、毎月の生産量については、委託者にて翌月の予定生産量を作成するので、それに基づき生産をする。
- (2) 委託者は当該施設に常駐しないことから、別途発注する「ごみ資源化工場ほか施設管理業務」の受託者（以下「管理業務受託者」という。）の指示に基づき、搬入ごみの受入、選別、保管等を行い、固形燃料を生産すると共に工場内の各機器の維持管理を行う。
- (3) 製品の固形燃料は、一旦、積出コンテナヤードのコンテナに積込み、満載のコンテナは、別途発注する「ごみ資源化工場 固形燃料運搬業務」の受託者（以下「運搬業務受託者」という。）と連携して調整を行う。なお、一時貯留施設へのコンテナ運搬及びコンテナ交換作業は運搬業務受託者が行うものとする。
- (4) その他、業務の詳細は、「Ⅱ 特記仕様 14 業務内容」とする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部平成 30 年制定）」を準用する。

### 5 対象施設

- (1) 燃料工場 対象設備一覧(1)による。  
建築面積 : 6,300 m<sup>2</sup>  
処理能力 : 200t/13h  
設備内容 : 搬入設備・受入供給設備・破砕設備・搬送設備・選別設備・粉碎設備・貯留設備・集塵設備・搬出設備・電気計装設備・成形設備
- (2) チップ工場 対象設備一覧(2)による。  
建築面積 : 2,813 m<sup>2</sup>  
処理能力 : 75t/5h  
設備内容 : 選別設備・搬送設備・破砕設備・電気設備・製品貯留設備・粉碎設備
- (3) ごみ貯留サイロ 対象設備一覧(3)による。

建築面積 : 2,362 m<sup>2</sup>

最大貯蓄量 : 5,280 m<sup>3</sup>

設備内容 : クレーン設備・消火設備・仕切用擁壁

## 6 業務範囲

- (1) 施設に搬入される廃棄物を原料とした固形燃料の生産に関する事。
- (2) 施設（プラント・建築設備等）の運転操作、点検整備、機器補修、場内清掃、ごみ貯留サイロの設備点検維持（クレーン及び仕切用擁壁）等の業務に関する事。
- (3) 搬入車両に対する指示、誘導に関する事。
- (4) 資源化不適物の除去に関する事。
- (5) 屋外ヤードでの機器運転及び原料の保管に関する事。
- (6) ごみ貯留サイロでの機器運転及び製品の積上げ保管作業に関する事。
- (7) プラント機器の消耗部品等の管理・調達に関する事。
- (8) 重機の運転・維持管理に関する事。
- (9) 固形燃料等の出荷計画に基づく車両への製品積込作業に関する事。
- (10) 屋外原料ヤードから貯留選別ヤード内への原料運搬に関する事。
- (11) 資源化不適物の積込及び運搬に関する事。
- (12) 敷地内近隣境界線付近、構内機器、配管上部、各階フロア等における粉塵除去及び清掃業務に関する事。
- (13) 構内道路の除雪に関する事。
- (14) 廃棄物由来原料による固形燃料生産試験に関する事。
- (15) 敷地内設置の二軸破砕機による処理及び運転等に関する事。
- (16) その他、委託者の指示を受けた業務に関する事。

## II 特記仕様

### 1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの : 1部

- ① 業務着手届
- ② 業務責任者選任通知書
- ③ 業務担当者届
- ④ 業務実施計画書
- ⑤ 緊急連絡体制表

(2) 業務完了時に提出するもの : 1部

業務完了届(毎月第1就業日または翌就業日)

### 2 業務条件

運転業務の実施日及び時間は次のとおりとする。

但し、特別の事情があると認められた時は、業務の実施日及び時間を変更することがある。

(1) 運転業務

- ① 実施日〔月曜日～土曜日(1月1日～3日を除く)〕  
7時00分～22時00分
- ② 休日(日曜日・1月1日～3日)

(2) 夜間監視業務

- ① 実施日(毎日)  
22時00分～7時00分

※但し、日曜日・1月1日～3日は24時間とする。

### 3 業務の延長

委託者は特別の事情が生じた場合には、時間外勤務(延長業務)を指示することができるものとし、対価は契約書の示すところである。

月毎に時間数を集計し、30分以上の端数が生じた場合は整数時間単位に切り上げる。

また、各々の集計金額に円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

- (1) 処理延長業務: 固形燃料の生産 [予定時間数: 20時間/年度]
- (2) 機器修理業務: プラント機器等の緊急修理 [予定時間数: 30時間/年度]

※ 時間数はあくまで予定であり、本業務の履行上必要な場合のみ延長業務を指示するものであることから、記載時間数の延長業務指示を保証するものではない。

### 4 業務責任者

(1) 受託者は業務の履行にあたり業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって委託者に通知するものとする。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- 氏名
- 年齢
- 法定資格者証: 次項「5 法定資格者の選任」で選任した者の資格者証(写)
- 受託者と直接の雇用関係を証明する書類

(2) 業務責任者はこの契約の履行に関し、その運営、技術上の管理、従事する他の職員

の監督を行うほか、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

但し、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限は除く。

- (3) 受託者は、業務責任者が休暇、病気その他やむを得ない事情により不在となるときに備え、その業務の代行者を定め委託者へ提出する。

## 5 法定資格者の選任

業務の履行にあたり、次に掲げるいずれかの法定資格者（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条による技術管理者の資格を有する者）を選任する。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者
- (2) ごみ処理施設技術管理士
- (3) 破砕・リサイクル施設技術管理士

## 6 業務担当者

- (1) 本業務の実施に先立ち、業務担当者に関する次の事項について、書面をもって委託者及び管理業務受託者に通知する。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

- 氏名
- 年齢
- 各資格者証(写)

- (2) 業務担当者は、業務を遂行する上で必要となる次の資格を有する者を配置する。なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。

電工：第1種又は第2種電気工事士 または同等と認められる修了証	大型運転免許
	大型特殊運転免許
機械工：機械保守管理経験者	フォークリフト(1t未満)運転免許
クレーン運転士免許	ガス溶接技能講習修了証
玉掛け	アーク溶接特別教育修了証
危険物取扱者免状(乙種4類)	

- (3) 業務担当者には、前記した有資格者（重複可）と共に、廃棄物から固形燃料を製造する施設（製造能力 30t/日以上）の運転及び設備の維持管理に係る業務について1年以上の経験を有する業務員を確保する（交代勤務の各班2名以上）。

- (4) 業務担当者の主な作業

### ① 受入誘導作業

ごみ搬入車両のステージ内積降し場所の案内及び搬入物の受入基準に基づいた搬入物の可否確認作業であり、ステージ内での車両渋滞を回避するためと屋外受入ヤードへの案内等に複数名で行うこと。

### ② 選別作業

受入したごみを破砕する前の不適物の除去作業として、木くずラインと紙くずラインが連続的に運転することから、コンベアに向い合い作業する1組を各ライン2組ずつ配置して、不用意な不適物の混入を防止する十分な対応をすること。

### ③ 運転作業

原料の処理ラインへの投入から、破砕機による破砕、粉碎、原料一時貯留、成形機による圧縮、製品一時貯留まで運転することから、コンベア、破砕機、選別機、成形機等の機械設備の常時監視を各ラインに複数名で対応すること。

④ 中央制御室監視作業

中央制御室でのプラント全体の稼働状況を把握すると共に、各原料生産ライン、製品生産ライン、一時貯留サイロに至るまでの監視をするため、各所を映し出すモニターを確認しながら、手動で各コンベア速度の調節を行う。固形燃料の製品管理をする作業であるため、中央制御室作業員は、各ラインの維持管理及び各コンベアの特徴や各選別機ほか付属機器の維持管理を少なくとも1年以上経験し、モニターを見て出来上がる製品の良否を判断できるように熟練した経験者を充てること。

⑤ 重機運転作業

ステージに投入された搬入ごみを、1階フロアで重機により選別し、各破碎ラインへ供給する作業である。狭いフロアでの作業になることから長期の重機運転歴を有する優良運転手を確保すること。

また、屋外原料ヤードにおいては、重機で原料の積込、積上げ整理等の作業が必要であり、さらに、冬季間は資源化工場関係施設の通路除雪作業も行うこと。

⑥ ダンプ運転作業

屋外原料ヤードから、ステージ下の原料選別ヤードへ重機により積込された原料の運搬をする。また、選別ヤードで選別された不適物を不適物ヤードより隣接する篠路破碎工場へ搬送すること。

⑦ 電気工事士

資源化工場の施設維持管理をする上で、各施設へ供給している電力及び電気設備機器に対して、電氣的トラブル発生時は原因調査及び復旧のため、電気工事士有資格者を確保すること。

また、篠路破碎工場及び付帯施設電気設備点検整備実施日(1回/年)に併せて年次点検(現場盤の絶縁測定等)を行うこと。

⑧ 夜間監視員

稼働時間外には、資源化工場の火災発生防止の観点から、常駐者を確保して資源化工場敷地内の監視を行うこと。

⑨ クレーン運転

固形燃料の製品積込コンテナが満載になった際、一時貯留のため、ごみ貯留サイロへ搬入して天井クレーンで積込作業を行うこと。

また、固形燃料を出荷するためのトラックへの積込作業は天井クレーンを利用するためクレーン運転士の有資格者を確保すること。

⑩ 運転要員

資源化工場の運転は、前記の⑧を除き2交代勤務での運転要員を確保し、且つ、⑧及び資格の不要な各作業に対しては並行作業が可能であること。

## 7 建物内施設等の利用

次に示す居室等の利用を認める。

- (1) 事務室(中2F)
- (2) 会議室(2F)
- (3) 女子休憩室(2F)
- (4) その他許可を受けた場所

## 8 駐車場の利用

施設内の駐車場の利用を認める。

## 9 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

## 10 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 受託者の雇用に係る一切の経費
- (2) 文具等の事務消耗品
- (3) 委託者が支給する用紙以外の日誌及び報告書の用紙、記録ファイル等の全ての用紙
- (4) 業務の実施に必要な制服・名札・保護具等
- (5) 業務の実施に必要な通信費等（テレビ受信料含む）の使用にかかる経費
- (6) 業務の実施に必要な点検及び修繕にかかる経費
- (7) 運転業務において、日常的、緊急的な点検、整備をするうえで、下記に掲げる作業に必要な機材、材料、工具類、消耗品等の調達に係わる経費及び修繕費。
  - ① 使用機器の摩耗による減肉を補修するのに必要な 500A 程度の溶接作業
  - ② 使用機器の整備、調査、復旧作業等に必要な切断作業
  - ③ 機材、資材の切断、切削、研磨、応急処置作業
  - ④ 既設設備の応急処置を目的とした材料の穴あけ作業
  - ⑤ 重機の始業前点検、終業点検、又は故障時に必要な重量物の上げ下げ作業
  - ⑥ 重機車輪等のボルト、ナット、シャフト等の締付及び解体作業
  - ⑦ 規定のトルクでの締付作業
  - ⑧ 日常的に行う部品の脱着作業
  - ⑨ 機械の洗浄、車両の洗浄、油分の吸着作業
  - ⑩ 中央制御室、作業現場、屋外ヤードなどの管理作業
  - ⑪ その他、日常の点検業務、清掃作業
- (8) 業務の実施に必要なプラント機器の消耗品等購入にかかる経費  
(別表 1：プラント機器の消耗品)
- (9) 車両、車両の付属品、重機、重機のオプション品等の調達費及び修繕費  
(別表 2：業務に必要な重機・車両等)

## 11 前受託者からの業務引継ぎ等

- (1) 受託者は、契約締結の日から業務開始日までの準備期間内において、前受託者より業務を円滑に履行するために必要な運転の立会い及び運転操作説明等の引継ぎを受けること。なお、受託者と前受託者が同一である場合は必要としない。
- (2) 前受託者からの引継ぎが完了した際には、完了報告を委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、業務責任者、業務代行者及び業務担当者に対して、業務履行に必要な事項等について研修等を実施し、その実施結果を委託者に提出すること。
- (4) 前受託者から引継ぎについての十分な協力が得られない場合は、直ちに委託者へ報告すること。
- (5) 準備期間中要する費用や業務引継ぎ（研修）を受けるための費用については、受託者の負担とする。

## 12 次期受託者への業務引継ぎ等

- (1) 受託者は、次期受託者に対し業務引継ぎを行うこと。

- (2) 円滑な業務引き継ぎのため、業務内容の具体的な要領（運転フロー、機器の設定値、整備要領、緊急時対応等）について、文書を作成すること。
- (3) 受託者は、業務履行期間の終了において、本業務に係る次期受託者決定後は、業務責任者、または関係法令等を含めた業務に精通する者が、次期受託者に対し、上記文書による引継ぎを行うこと。
- (4) 業務引継ぎにあたり、文書では網羅できない内容については、工場内へ立ち入りの上教示すること。なお、立ち入りについては委託者の許可を得ること。
- (5) 業務引継ぎについては、受託者が次期受託者となった場合は必要としないが、(2)に示す文書については作成して受託者において保管するものとする。
- (6) 業務引継ぎに係る、日程等について次期受託者と調整すること。
- (7) 業務の引継ぎに係る作成文書については、引継ぎ終了後、委託者に対して提出すること。なお、成果品の権利は委託者に帰属する。
- (8) 引継ぎに係る履行報告を委託者に提出すること。なお、受託者が次期受託者となった場合は必要としない。

### 13 運転日報・月報・定期整備日誌

日報等の書式については、業務受託後に指示された書式にて提出すること。

- (1) 毎日の運転日報を翌日に管理業務受託者へ提出する。
- (2) 毎月初めに前月分の月報を作成して管理業務受託者へ提出する。
- (3) 毎月の月例点検は点検日誌を作成し提出する。
- (4) 定期整備期間中は、運転日報の他に定期整備日誌を提出する。
- (5) 定期整備期間中の点検作業計画書、機器点検項目リスト、点検結果表を提出する。

### 14 業務内容

#### (1) 燃料工場

- ① プラント機器の運転操作・保守点検（巡回含む）・機器整備・定期整備及び火災監視
- ② 構内施設の運転操作・保守点検（巡回含む）・機器整備・定期整備
- ③ 受入物に混入している不適物及び危険物の除去（ステージ内、原料コンベア前）
- ④ 屋外ヤード・ごみ貯留サイロの保管管理及び火災監視（巡回含む）
- ⑤ コンテナ置場での固形燃料の保管
- ⑥ 不適物（残さ）の積込作業及び破砕工場への運搬
- ⑦ 資源化ごみの受入及び保管に伴う重機の運転及び整備
- ⑧ 施設の施錠管理、不審者及び不審車両、火災等の監視
- ⑨ 発火監視システム作動時の速やかな発火物確認、除去、初動消火体制の確立と日常の消防訓練
- ⑩ 定期整備期間中のごみ受入作業の継続的な受入態勢の維持
- ⑪ 年間通して、次の項目を随時及び定期整備期間にて実施する。
  - ア 成形機のフォーミングヘッド肉盛補修／割れ補修（30回／年程度）
  - イ 集塵機の活性炭交換（2回/年）
  - ウ 車両重機等洗浄設備の油分離槽清掃（1回/年）
  - エ コンプレッサ（2台）の点検整備（1回/年）
    - ・各種エレメント、潤滑油、パッキン交換他
  - オ ホイスト式天井クレーン年次点検整備（1回/年）



- ・ワイヤー、フック、ライニング点検交換、荷重試験
- カ 出入口扉（受入ステージ、ごみ貯留サイロ）の点検整備（1回/年）
- ・ガイドローラー、レール点検交換、赤外線センサー、ループコイル調整
- キ 油圧シリンダー点検整備（1回/年）
- ク 湿式集塵装置（2台）の点検整備（1回/年）
- ・内部清掃、機器点検、消耗部品交換

なお、技術上・作業量等の問題から受託者が上記の点検・整備を実施できない場合、外部に委託することは可能とするが、その費用は受託者の負担とする。

⑫ プラント機器等の消耗部品の管理及び調達

(2) チップ工場

- ① 施設内設備の維持管理
- ② 施設の施錠管理、不審者及び不審車両、火災等の監視

(3) ごみ貯留サイロ

- ① 固形燃料の保管管理
- ② 施設の施錠管理、不審者及び不審車両の監視、火災等の監視
- ③ クレーン設備の日常点検及び消火設備機器等の動作確認

(4) その他

- ① 各施設廻りの地盤状況の調査・復旧（材料等は支給）
- ② 敷地内及び敷地境界の清掃、防塵ネットの補修等（材料等は支給）
- ③ 敷地内道路及び各施設の周辺、搬入路等の除雪作業

## 15 運転要領

機器運転は取扱説明書及び設計図書を熟知した上で適正且つ安全な運転を行うこと。

(1) 点検整備補修要領

- ① 安定的なプラント機器の運転を維持するため、定期的な機器の清掃、注油を実施し必要な点検、整備を日常的に実施して機器故障に対する予防保全に努める。
- ② 各機器の点検内容及び頻度は、委託者及び管理業務受託者と協議して決定する。

(2) 修理及び部品の交換

- ① 運転中に異常が発生した時は、その発生原因、状況確認等を受託者が調査するとともに復旧作業を行う。
- ② ①の状況において、受託者自らの復旧が困難と判断される故障については、メーカーと復旧方法等を協議して、その結果を委託者及び管理業務受託者へ報告する。
- ③ 修理又は部品等の交換を行った時は、受託者にて修理、部品交換等のリストを作成して今後の点検整備に役立てると共に、その結果を管理業務受託者に報告する。
- ④ プラント機器の消耗品（別表1）は、発注から納品までの期間が長期にわたることから、緊急時予備品として受託者にて予め用意しておくこと。

(3) 破碎工場との連絡体制

本施設の電力は隣接する篠路破碎工場と共有しており、特に午前中は篠路破碎工場に設置している回転破碎機の稼働が優先されることから、資源化工場の設備稼働は制限を受ける。（固形燃料成形機5台中3台までの稼働とする等）

よって、破碎工場との連絡体制について以下のとおりとし、調整を行うこと。

- ① 破碎工場の回転破碎機運転時には、破碎工場より運転開始前に連絡があるので、資源化工場の中央制御室にて受電電力計（受電点同様計器）を確認し、運転負荷調整(2,400kw以下)を行いながら、各生産ラインの機器運転を制御すること。

- ② 緊急措置が必要な時は速やかに連絡をとり、対処すること。
  - ③ 中央制御室のオペレーターには、日常的に負荷制御運転をする必要性から、負荷運転制御に精通した担当者を、各運転班に配置すること。
- (4) 電力使用量の節減に対する協力
- ① 日常的に、資源化工場で使用する電力使用量の節減に努めること。
  - ② 電力会社から、受電電力量削減通告が出された場合は、受電契約電力量 50%減の受電量 1,300KW 以下とする電力量削減に協力すること。
  - ③ 電力会社から、緊急時(発電所停止等)に出される「計画停電回避緊急プログラム」が発動された時は、速やかに全負荷停止をして、保安電源(照明等)のみの稼働に改め、需給ひっ迫に備えるように協力をすること。
- (5) 蒸気使用量の節減に対する協力
- 資源化工場で使用する給湯用、暖房用の各蒸気使用量の節減に努めること。
- (6) 再資源化率向上に対する協力
- 受入物の選別に際し、再資源化率向上(残さ率の低減)に努めること。
- (7) 資源化工場運転上の留意点
- ① 資源化工場での火災発生防止には注意を払い、特に原料貯留サイロへの火種混入防止に努めること。
  - ② コンベア上の搬送物を、常時、発火監視システムで監視をしており、発火警報が発報する回数が多いが、常に、発報したラインを一時停止して、発火物の有無を確実に検証してから、各ラインの運転を開始すること。
  - ③ 資源化不適物の混入を防止し、事故・故障の発生防止に努めること。
  - ④ 資源化ごみの破碎に当たっては機器の運転状況を常に監視すること。
  - ⑤ 投入ヤード内での人身事故・車両事故等の防止に努めること。
  - ⑥ 資源化工場内において事故(車両事故を含む)が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者及び管理業務受託者に報告すること。
- (8) 定期整備の留意点
- ① 定期整備による運転停止期間は各年度 4 週間程度とし、時期等については委託者と協議の上、決定するものとする。
  - ② 日常運転で機器不具合が発生し、恒久対策が必要な場合は、概ね定期整備に一括して修理、復旧等をするが、その不具合点の調査を、受託者自ら究明をすると共に復旧方法の計画を立て、その方法の根拠を添えた調査結果を委託者へ提出し報告をする。  
なお、調査に係る経費については受託者の負担とする。
  - ③ 定期整備期間は、固形燃料生産を中止するが、ごみの受入は継続される為、搬入された紙ごみを選別ヤードに梱包機を組立てて梱包後、屋外ヤードへ積上げ貯留する。  
その場合は、定期整備を並行して行いながら、前記の受入態勢を確保する。
  - ④ 定期整備期間は、日常点検が難しい場所や機器類を重点的に点検、部品交換等の整備をするが、受託者自ら整備計画を立てメーカーとも協議して技術的問題がなければ、その計画書と説明書を添えて委託者に報告する。  
なお、自らの技術では解決ができない場合は、メーカーとも協議して対応できるように準備することとし、その場合の経費は受託者の負担とする。
- (9) 設備改修時の留意点
- ① 日常運転で受託者により改修が必要とする箇所、機器類等については改修内容を

自ら計画して積算し必要性について、改修内容を委託者に説明して承諾を受ける。

- ② 受託者自らが、整備技術がないと思う場合は、外部の整備事業者に対応させることとし、発生する費用は委託者の負担とするが、その時、現場での工程管理、作業管理、技術指導等については受託者が行う。
- (10) 故障発生時の留意点
- ① 機器故障発生時は、速やかに原因調査をして、速報を委託者及び管理業務受託者へ報告すること。
  - ② 故障発生状況、被害状況、継続運転の可否、復旧方法等について検討結果を速やかにメーカー等と協議した結果を委託者及び管理業務受託者へ報告する。  
この調査にかかる経費については受託者の負担とする。

## 16 業務の実施にあたっての遵守事項

- (1) 使用設備の運転管理は細心の注意を払い、正しい取扱方法により運転すること。
- (2) 機器の点検整備補修台帳等を作成し、必要に応じて報告すること。
- (3) 業務実施中に設備の故障または事故等が発生した場合は、応急処置を施し、速やかに委託者及び管理業務受託者に報告すること。
- (4) 従事者の服装については委託者の承認を得たものを着用し、常に清潔な身なりを保つように心掛けること。
- (5) 従事者に対する労働安全衛生管理を適切に行うと共に、毎月、構内巡視をして安全管理の拡充を図ること。
- (6) 固形燃料生産設備機器及び関係補機等の故障に対する改修、整備が必要な場合は、受託者自らが、「Ⅱ 特記仕様 6 業務担当者」の資格者・経験者による内容の検討を行うこととするが、受託者による検討ができない場合には、メーカー等に協力を依頼するものとし、その費用は受託者の負担とする。
- (7) 日常の機器運転方法、機器点検方法、機器整備方法、部品交換方法、機器停止時の緊急措置方法など、その他の対応方法も含めて、メーカーと協議できる体制であること。
- (8) 定期整備期間は、直営による機器整備を実施する必要から、各々の点検整備箇所における改修方法等についてもメーカーと十分協議した上で実施可能の可否を委託者へ報告をすること。

## 17 固形燃料の生産量に係る留意事項

- (1) 受託者の責により、固形燃料の生産量が次に示す値を下回る場合、委託者は業務時間の延長による増産を指示することがある。この際、委託者は、「Ⅱ 特記仕様 3 業務の延長 (1)」の対価については支払義務を負わないものとする。
  - ① 委託者が示す月間生産量の 80% (毎 20 日前後に数量判断する)
  - ② 委託者が示す年間生産量の 90% (12 月上旬に数量判断する)なお、受託者の責による場合とは、生産量が上記の値を下回る理由が次のいずれにも該当しない場合とする。
  - ア 原料の不足によるもの
  - イ 受託者の責によらない機器の不具合によるもの
  - ウ その他、委託者が妥当と認めたもの
- (2) ごみ資源化工場には「Ⅱ 特記仕様 15 運転要領 (3)」に示すとおり稼働制限があるが、破碎工場の稼働率が大幅に上昇した場合などを除き、固形燃料の生産量を確

保できない理由としては認めない。

- (3) 前記(1)に示す生産量を下回った際、その原因を調査して委託者へ報告すること。  
また、その資料作成に要する費用は受託者の負担とする。

但し、その原因が明らかに受託者の責でない場合は除く。

- (4) 過去3年〔平成29～31年度（令和元年度）〕のごみ搬入量及び固形燃料生産量実績を別表3に示す。

## 18 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 使用する車両について
- ① 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
  - ② 環境に負荷の少ない運転をすること。
  - ③ 急発進・急加速・空ふかしをしないこと。
  - ④ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
  - ⑤ 不用な荷物・道具類は積まないこと。
- (3) 必要以上の暖気運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
- (4) 電力、蒸気、給水、給湯の節約に努めること。
- (5) 本業務の履行で使用する物品、材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (6) 本業務に伴い排出される廃棄物を極力減量・リサイクルをすること。

## 19 労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項

委託者は、役務契約について、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、下記のとおりこれに応ずるものとする。

- (1) 労働者の労働環境に関する書面の提出

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

- ① 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿（特記様式1）」及び「業務従事者配置計画書（特記様式2）」を、業務の履行開始日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

- ② 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者〔上記(1)の「業務従事者名簿（特記様式1）」により報告のあった労働者〕の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書（特記様式3）」を、年1回、委託者が指定する期日までに提出すること。

- ③ 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書（特記様式4）を提出すること。

- (2) 労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合にあっては、受託者は、上記(1)の書面のほか、契約約款第18条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿

その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

- ① 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの
- ② 上記(1)の書面での確認において疑義が生じたもの

## 20 新型コロナウイルスの感染予防対策

- (1) 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など業務担当者等の健康管理に留意すること。
- (2) コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む）及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (3) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を図ること。現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。

## 21 その他

- (1) 本業務における受託者の人員調達に関して、委託者は一切の斡旋・調整等を行わない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。

【別表 1】

プラント機器の消耗品

下表に示す機器消耗品は、調達に数か月必要なことから、予め受託者にて予備品として用意しておくこと。また、必要に応じて委託者の指示により購入数量リストを速やかに提出できるよう管理すること。なお、消耗品の交換作業は本業務に含むものとする。  
※下表に示す数量は1年間の参考数量である。

設備名		部品名		数量	単位
No. 1 ライン	破砕機 (92型)	かきだしハンマー	OGL-C57610	4	個
		ハンマーD型	GL12-C0084A	8	個
		ハンマーF型	GL12-C0137B	8	個
	粉砕機	ハンマー	6THI109	210	枚
		スクリーン	KTP-S0004-ZU	7	枚
		ハンマーピン	OGL-C54748A-211	20	本
		ピンストッパー	OGL-C54748A-209	10	個
No. 2 ライン	破砕機 (42型)	ハンマー	KTP-S00020	170	枚
		ハンマーピン (短)	GL12-C0012A	15	本
		ハンマーピン (長)	GL12-C0013A	10	本
	粉砕機	ハンマー	6THI110	100	枚
		ハンマーピン	OGL-C54748A-212	8	本
		ピンストッパー	OGL-C54748A-209	10	個
No. 3 ライン	破砕機	回転刃	KTP-S00524-14	16	枚
		固定刃	KTP-S00524-15	20	枚
		再研磨 (回転刃用)		16	枚
		再研磨 (固定刃用)		20	枚
		取付ボルト (回転刃用)	M24×110×11T ノルトロックワッシャー付	50	本
		取付ボルト (固定刃用)	M12×145×11T ノルトロックワッシャー付	100	本
		送風機用羽根車	φ 630 SS400製	1	台
成形ライン	成形機	テンションボルト	KTP-C02715	25	本
		テンションボルト用ナット	GY13-C0022	25	個
		回り止め	GY16-C0054	35	個
		ライナー (2)	GY16-C0035A	4	個
		ライナー (3)	GY16-C0053	35	枚
		ライナー (4)	GY16-C0053A	35	枚
		サイドストッパー	GY11-0079	25	個
		テーパースリーブ	GY12-C0035	165	個
		ストレートスリーブ	GY12-C0036	165	個
		押さえ板	6HTIH12	20	枚
		ヒーターバンド	φ 500×100W/400V×5KW	5	枚
		肉盛用ワイヤー (下盛)	WEL FCW 309LT φ 1.6 12.5kg	5	箱
		肉盛用ワイヤー (硬化盛)	DWH30MV φ 1.6 12.5kg	5	箱
	肉盛用ワイヤー (硬化盛)	ハード30CRN φ 1.6 12.5kg	3	箱	
	除塵装置	高分子凝集剤ホリアジソン	ZP-755JH	30	kg
		液体苛性ソーダ	20%溶液	2,000	L
		活性炭	粒状4mm FC-40	5,000	kg
その他	油脂類	グリス	エビノックAP2 400g/20本	10	箱
		グリス	マルチノックワイト 16kg	1	缶
		潤滑油	スーパーマルハス100 20L	1	缶

**【別表2】**

**業務に必要な重機・車両等**

下表に示す重機・車両等は、本業務に必要なものであり、予め受託者にて調達すること。なお、調達については、自己所有、リース等の区分は問わない。

	名 称	仕 様	数 量	主な用途
1	ホイールローダ 付属：マルチプラウ	バケツ2.0m <sup>3</sup> 程度	2 台	各種積込、原料保管用 構内除雪用
2	ホイールローダ	バケツ1.5m <sup>3</sup> 程度	1 台	場内原料投入用
3	バックホウ(油圧ショベル) 付属：アタッチメント (回転式フォークグラップル) (ウツカッター)	バケツ0.5m <sup>3</sup> 程度	1 台	原料保管用、廃木保管用
4	ダンプ	10 t	1 台	原料等運搬用

**【別表3】**

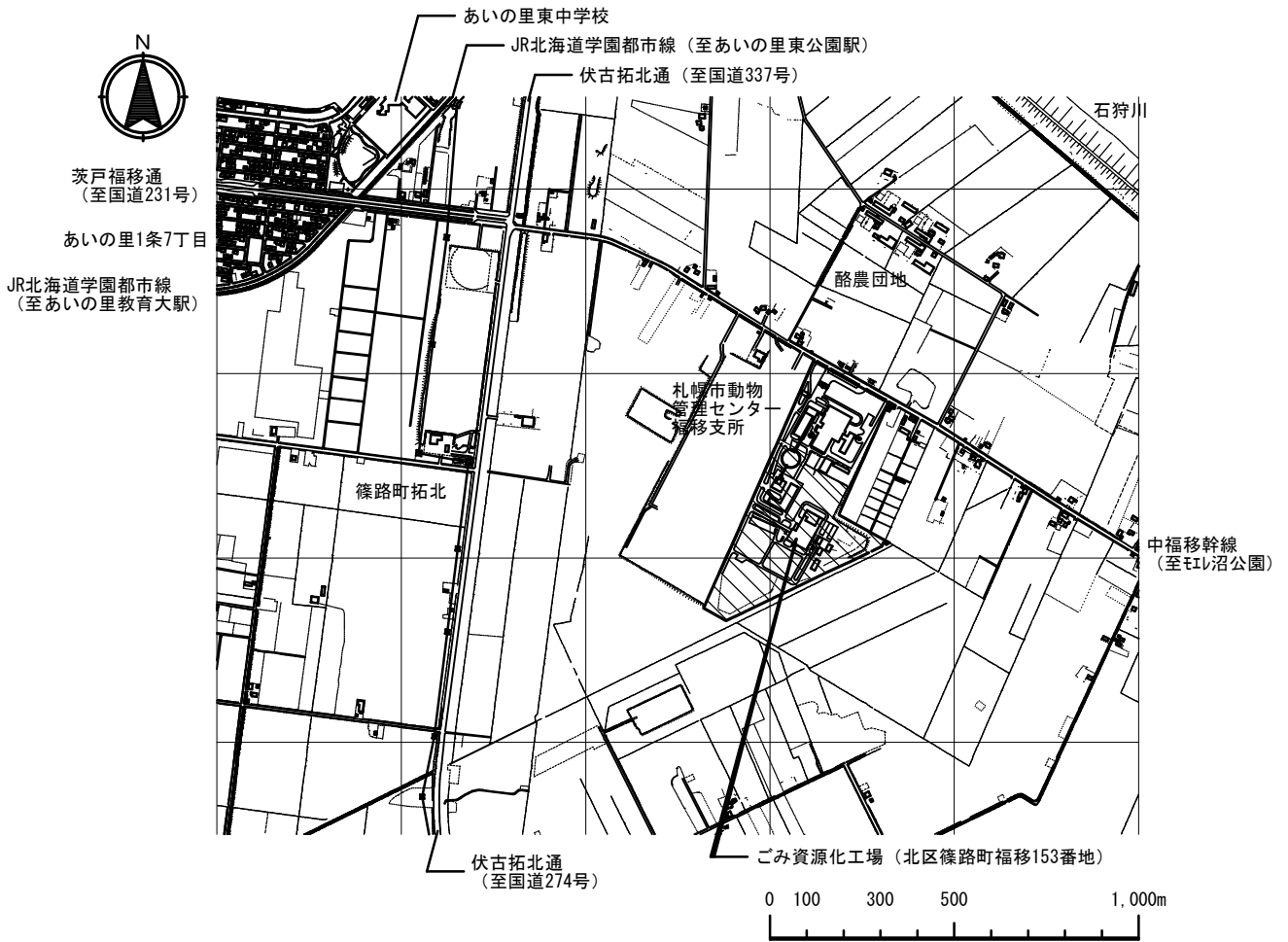
**平成29～31年度（令和元年度） ごみ搬入量・固形燃料生産量実績**

○ごみ搬入量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	1,539	1,335	1,421	1,330	1,362	1,334	1,409	1,237	1,401	1,175	1,083	1,504	16,129
H30	1,472	1,347	1,397	1,382	1,540	1,250	1,479	1,393	1,496	1,354	1,204	1,481	16,794
H31(R1)	1,499	1,301	1,326	1,467	1,338	1,277	1,367	1,397	1,514	1,203	1,068	1,430	16,186

○固形燃料生産量

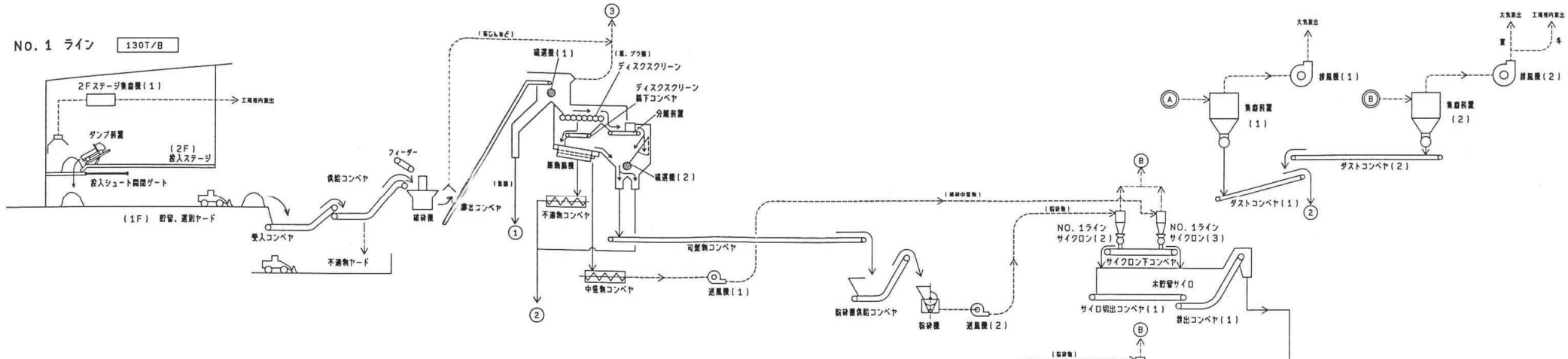
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	1,296	1,292	1,279	1,143	1,215	1,155	1,211	1,254	377	1,221	1,110	1,291	13,846
H30	1,236	1,301	1,264	1,168	1,316	997	1,243	411	1,242	1,170	961	1,484	13,793
H31(R1)	1,298	1,269	1,365	1,195	1,011	945	1,262	630	1,024	1,283	1,352	1,352	13,984



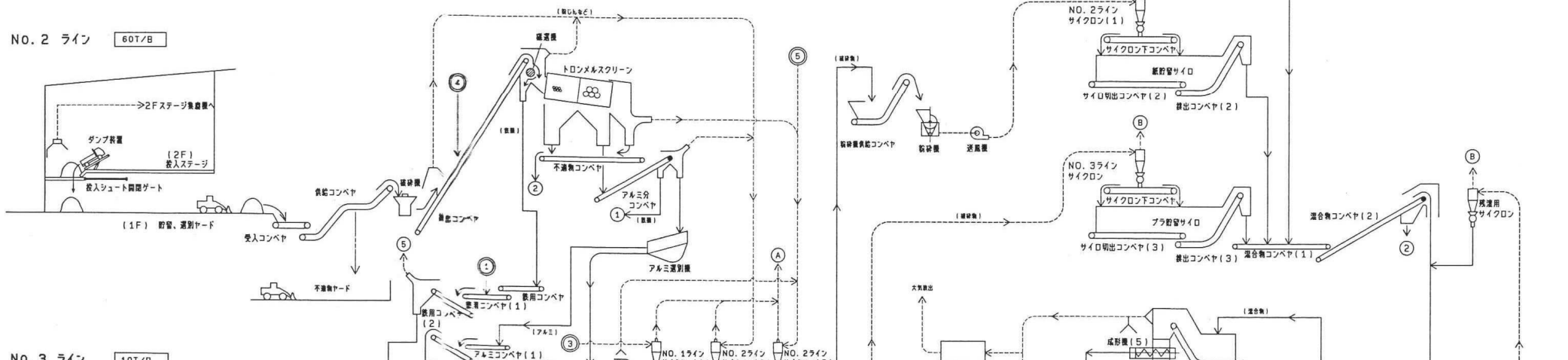
ごみ資源化工場 位置図 S = 1/20,000



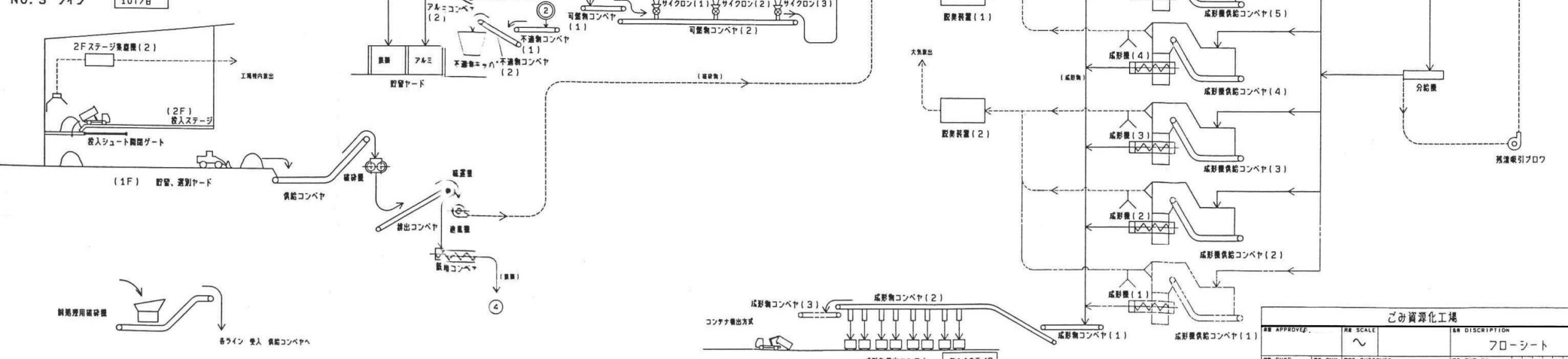
NO. 1 ライン 130T/B



NO. 2 ライン 60T/B

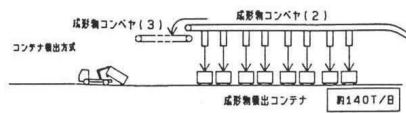
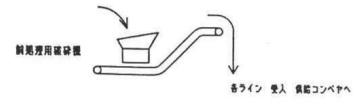


NO. 3 ライン 10T/B



ごみ資源化工場

APPROVAL	SCALE	DISCUSSION
	~	フローシート
CHECK	OWN	CUSTOMER
製本		
DATE		NO.
2011.03.31		19109



対象設備一覧（１） - 燃料工場 -

機 器 名 称	形式・仕様		設置台数	対象業務
	電圧	モータ容量		運転管理
<b>【No. 1 ライン】</b>				
受入コンベヤ	400	5.5kw	1台	○
供給コンベヤ	400	7.5kw	1台	○
破砕機	3300	280kw	1台	○
破砕機始動抵抗器	400	0.1kw	1台	○
破砕機ブラシ揚装置	400	0.2kw	1台	○
破砕機潤滑油ポンプ	400	0.1kw	1台	○
排出コンベヤ	400	5.5kw	1台	○
磁選機（１）	400	1.5kw	1台	○
中経物コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
不適物コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
可燃物コンベヤ（１）	400	1.5kw	1台	○
可燃物コンベヤ（２）	400	3.7kw	1台	○
吊下げ磁選機（４）	400	2.2kw	1台	○
分離装置	400	7.5kw	1台	○
粉砕機供給コンベヤ	400	5.5kw	1台	○
粉砕機	400	132kw	1台	○
サイクロン（１）	400	5.5kw	1台	○
サイクロン（２）	400	3.7kw	1台	○
ディスクスクリーン	400	3.7kw	1台	○
磁選機（２）	400	1.5kw	1台	○
分岐ローラ（１）	400	0.4kw	1台	○
分岐ローラ（２）	400	0.4kw	1台	○
チップ取出コンベヤ（１）	400	1.5kw	1台	○
チップ取出コンベヤ（２）	400	1.5kw	1台	○
チップ搬送コンベヤ（１）	400	2.2kw	1台	○
チップ搬送コンベヤ（２）	400	1.5kw	1台	○
サイロ上集塵機				
（１）ロータリーバルブ	400	2.2kw	1台	○
（２）排風機	400	45kw	1台	○
1Lバイパスコンベヤ	400	3.7kw	1台	○
破砕機室集塵機				
（１）ロータリーバルブ	400	0.4kw	1台	○
（２）排風機	400	3.7kw	1台	○
選別用集塵機	400	7.5kw	1台	○

**対象設備一覧（１） - 燃料工場 -**

機 器 名 称	形式・仕様		設置台数	対象業務
	電圧	モータ容量		運転管理
ディスクスクリーン下CV	400	3.7kw	1台	○
トロンメルスクリーン	400	5.5kw	1台	○
分岐ローラ（３）	400	0.2kw	1台	○
大径物コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
磁選機（３）	400	0.75kw	1台	○
押込送風機	200	1.5kw	1台	○
不適物コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
<b>【No.2ライン】</b>				
受入コンベヤ	400	3.7kw	1台	○
供給コンベヤ	400	5.5kw	1台	○
破碎機	3300	150kw	1台	○
排出コンベヤ	400	3.7kw	1台	○
磁選機（１）	400	1.5kw	1台	○
トロンメルスクリーン	400	7.5kw	1台	○
アルミ分コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
アルミ選別機				
（１）磁石駆動	400	7.5kw	1台	○
（２）ベルト駆動	400	2.2kw	1台	○
（３）分岐ローラ駆動	400	0.027kw	1台	○
サイクロン（１）	400	5.5kw	1台	○
サイクロン（２）	400	5.5kw	1台	○
サイクロン（３）	400	5.5kw	1台	○
サイクロン（４）中径物	400	5.5kw	1台	○
アルミコンベヤ（１）	400	1.5kw	1台	○
粉碎機供給コンベヤ	400	3.7kw	1台	○
粉碎機	400	110kw	1台	○
アルミコンベヤ（２）	400	2.2kw	1台	○
可燃物コンベヤ（１）	400	2.2kw	1台	○
可燃物コンベヤ（２）	400	3.7kw	1台	○
不適物コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
分岐ローラ	400	0.4kw	1台	○
鉄用コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
送風機起動ダンパ	400	0.4kw	1台	○
中径物送風機	400	15kw	1台	○

**対象設備一覧（１） - 燃料工場 -**

機 器 名 称	形式・仕様		設置台数	対象業務
	電圧	モータ容量		運転管理
サイロ上集塵機				
（１）ロータリーバルブ	400	2.2kw	1台	○
（２）排風機	400	45kw	1台	○
機密書類投入コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
破砕機室集塵機				
（１）ロータリーバルブ	400	0.4kw	1台	○
（２）排風機	400	3.7kw	1台	○
選別不適物コンベヤ（１）	200	2.2kw	1台	○
選別不適物コンベヤ（２）	200	2.2kw	1台	○
選別用集塵機	400	7.5	1台	○
<b>【No.3ライン】</b>				
供給コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
破砕機	400	75kw	1台	○
油圧ユニット	200	1.75kw	1台	○
送風機	400	18.5kw	1台	○
選別用集塵機	400	7.5kw	1台	○
<b>【No.4ライン】</b>				
供給コンベヤ	400	2.2kw	1台	○
破砕機	400	75kw	1台	○
油圧ユニット	200	0.75kw	1台	○
送風機	400	22kw	1台	○
サイクロン	400	3.7kw	1台	○
バイパスコンベヤ	400	2.2kw	1台	○
<b>【成形ライン】</b>				
サイロ切出コンベヤ（木）	400	3.7kw	1台	○
サイロ切出コンベヤ（紙）	400	3.7kw	1台	○
サイロ切出コンベヤ（プラ）	400	3.7kw	1台	○
サイロ排出コンベヤ（木）	400	5.5kw	1台	○
サイロ排出コンベヤ（紙）	400	5.5kw	1台	○
サイロ排出コンベヤ（プラ）	400	5.5kw	1台	○
混合物コンベヤ	400	5.5kw	1台	○
分給機	400	3.7kw	1台	○
成形機供給コンベヤ（１）	400	3.7kw	1台	○
成形機供給コンベヤ（２）	400	3.7kw	1台	○
成形機供給コンベヤ（３）	400	3.7kw	1台	○

対象設備一覧（１） - 燃料工場 -

機 器 名 称	形式・仕様		設置台数	対象業務
	電圧	モータ容量		運転管理
成形機供給コンベヤ（４）	400	3.7kw	1台	○
成形機供給コンベヤ（５）	400	3.7kw	1台	○
成形機（１）	3300	280kw	1台	○
成形機（２）	3300	280kw	1台	○
成形機（３）	3300	280kw	1台	○
成形機（４）	3300	280kw	1台	○
成形機（５）	3300	280kw	1台	○
清掃用循環ポンプ	400	2.2kw	1台	○
成形機油圧ユニット	400	5.5kw	1台	○
成形物コンベヤ（１）	400	2.2kw	1台	○
成形物コンベヤ（２）	400	3.7kw	1台	○
成形物分配シュート	400	0.2kw	4台	○
成形物カッター	400	1.5kw	5台	○
サイロ下コンベヤ（１）	400	1.5kw	1台	○
サイロ下コンベヤ（２）	400	1.5kw	1台	○
サイロ下コンベヤ（３）	400	1.5kw	1台	○
サイロ下送風機	200	5.5kw	1台	○
除塵装置				
（１）排風機	400	37kw	1台	○
（２）スクリーコンベヤ	400	3.7kw	1台	○
（３）洗浄噴霧ポンプ	400	7.1kw	1台	○
（４）噴霧排水移送ポンプ	400	2.2kw	1台	○
（５）洗浄スプレーポンプ	400	5.5kw	1台	○
（６）洗浄排水移送ポンプ	400	0.75kw	1台	○
（７）振動フィルター	400	0.1kw	1台	○
（８）中間水槽位相ポンプ	400	2.2kw	1台	○
（９）簡易処理水移送ポンプ	200	0.75kw	1台	○
（10）C F S 移送ポンプ	200	0.4kw	1台	○
（11）流量調整移送ポンプ	200	0.25kw	1台	○
（12）簡易水槽移送ポンプ	200	0.75kw	1台	○
（13）処理水移送ポンプ	200	3.7kw	1台	○
（14）放流ポンプ	200	0.75kw	1台	○
（15）洗浄噴霧移送ポンプ	200	3.7kw	1台	○

**対象設備一覧（１） - 燃料工場 -**

機 器 名 称	形式・仕様		設置台数	対象業務
	電圧	モータ容量		運転管理
<b>【共用ライン】</b>				
鉄用コンベヤ（１）	400	2.2kw	1台	○
不適物コンベヤ（１）	400	2.2kw	1台	○
排風機（１）	3300	250kw	1台	○
ダストコンベヤ（１）	400	1.5kw	1台	○
ダストコンベヤ（２）	400	1.5kw	1台	○
コンプレッサ	400	7.5kw	2台	○
排風機（２）	3300	200kw	1台	○
鉄用コンベヤ（２）	400	2.2kw	1台	○
排風機ダンパ	400	0.4kw	2台	○
不適物コンベヤ（２）	400	2.2kw	1台	○
集塵装置（１）				
払出コンベヤ	400	1.5kw	1台	○
払出ダンパ	400	3.7kw	1台	○
集塵装置（２）				
払出コンベヤ	400	1.5kw	1台	○
払出ダンパ	400	3.7kw	1台	○
ダンプ装置	400	15kw	2台	○
前処理用破碎機	400	110kw	1台	○
アルミ切断機（ギロチン式）	400			
散水ポンプ	400	11kw	2台	○
不適物排出ホッパ	—	—	1台	○
遮断機	400	0.2kw	9台	○
投入シュート開閉ゲート	油圧		9台	○
真空掃除機				
サイクロン	400	1.5kw	1台	○
ルーツ送風機	400	45kw	1台	○
2F集塵機				
スクリーコンベヤ（４台）	400	1.5kw	1式	○
排風機（４台）	400	45kw	1式	○
2Fステージ出入口ドア			2扉	○

対象設備一覧（１） - 燃料工場 -

機 器 名 称	形式・仕様	設置台数	対象業務
			運転管理
<b>【電気設備】</b>			
変流器	10/5A	2台	○
	20/5A	6台	○
	100/5A	4台	○
	150/5A	6台	○
	250/5A	4台	○
	600/5A	4台	○
	1000/5A	2台	○
	2000/5A	2台	○
断路器	3.6KV 600A	1台	○
	3.6KV 200A	3台	○
避雷器	4.2KV 5KA	6台	○
電力ヒューズ	3.6KV 30A	2台	○
	3.6KV 5A 40KV	3台	○
	3.6KV T30A 40KA	3台	○
	3.6KV T50A 40KA	2台	○
	3.6KV T75A 40KA	3台	○
	3.6KV T250A 40KA	3台	○
	3.6KV M100A 40KA	3台	○
	3.6KV M300A 40KA	3台	○
	3.6KV M150A 40KA	6台	○
	3.6KV M1200A 40KA	3台	○
	3KV C20A 4KA	12台	○
真空遮断器	3.6KV 600A 25KA	1台	○
変圧器	1φ 5KVA 3300/105V	1台	○
	100KVA 3300/210-105V	1台	○
	75KVA 3300/210V	1台	○
	500KVA 3300/420V	1台	○
零相変流器		9台	○
進相用コンデンサー	13φ 3.3KW 50KVA	1台	○
	13φ 3.3KW 100KVA	1台	○
	13φ 3.3KW 150KVA	1台	○
	13φ 3.3KW 200KVA	1台	○

**対象設備一覧（１） - 燃料工場 -**

機 器 名 称	形式・仕様	設置台数	対象業務
			運転管理
直列リアクトル	3KVA	1台	○
	6KVA	1台	○
	9KVA	1台	○
	12KVA	1台	○
計器用変圧器	3300/100V	3台	○
	420/100V	2台	○
コンデンサ接地形計器用変圧器		1台	○
高圧交流負荷開閉器	3.6KV 200A	2台	○
真空接触器	3.3KV 200A 4KA	9台	○
	3.3KV 400A 4KA	1台	○
	3.3KV 600A 4KA	1台	○
継電器（高圧受電盤）		24台	○
現場盤		48台	○



**対象設備一覧（２） - チップ工場 -**

機 器 名 称	形式・仕様		設置台数	対象業務
	電圧	モータ容量		施設管理 (火災防止等)
<b>【機械設備】</b>				
投入コンベヤ	200	5.5kw	1台	○
粉砕機	3300	250kw	1台	○
潤滑ユニット	200	0.075kw	1台	○
フライトコンベヤ	200	7.5kw	1台	○
No.1 粉砕物コンベヤ	200	3.7kw	1台	○
No.1 磁選機	200	2.2kw	1台	○
No.2 粉砕物コンベヤ	200	3.7kw	1台	○
No.2 磁選機	200	1.5kw	1台	○
No.3 粉砕物コンベヤ	200	3.7kw	1台	○
Aスクリーン	200	5.5kw	1台	○
No.1 Aスクリーン排出コンベヤ	200	2.2kw	1台	○
No.2 Aスクリーン排出コンベヤ	200	2.2kw	1台	○
Bスクリーン	200	3.7kw	1台	○
No.1 製品コンベヤ	200	2.2kw	1台	○
マグネットロール	200	1.44kw	1台	○
No.2 製品コンベヤ	200	5.5kw	1台	○
金属検出コンベヤ	200	1.5kw	1台	○
サイロ切替ダンパー	200	2.2kw	1台	○
ボード原料コンベヤ	200	2.2kw	1台	○
燃料チップコンベヤ	200	2.2kw	1台	○
No.1 分散機	200	2.2kw	1台	○
No.2 分散機	200	2.2kw	1台	○
Aスクリーンオーバコンベヤ	200	1.5kw	1台	○
リターンコンベヤ	200	1.5kw	1台	○
Bスクリーンオーバコンベヤ	200	1.0kw	1台	○
No.1 ダストコンベヤ	200	1.0kw	1台	○
No.2 ダストコンベヤ	200	1.0kw	1台	○
No.1 鉄コンベヤ	200	1.0kw	1台	○
No.2 鉄コンベヤ	200	1.5kw	1台	○
鉄排出コンベヤ	200	0.75kw	1台	○
No.3 磁選機	200	3.7kw	1台	○
集塵機	200	3.7kw	1台	○
エヤーコンプレッサ	200	2kw	1台	○
ホイスト用電源	200		1台	○

**対象設備一覧（２） - チップ工場 -**

機 器 名 称	形式・仕様	設置台数	対象業務
			施設管理 (火災防止等)
<b>【電気設備】</b>			
変流器	150/5A	2台	○
	300/5A	2台	○
	750/5A	2台	○
断路器	3600/400A	1台	○
高压交流負荷開閉器	3600KV 200A	3台	○
電力ヒューズ	G 30A	2台	○
	G 60A	3台	○
	M 100A	3台	○
真空遮断器	3600/600A 12.5KVA	1台	○
	3300/110V	1台	○
変圧器	200KVA 3300/210V	1台	○
	1φ 50KVA 3300/210-105V	1台	○
零相変流器		2台	○
計器用変圧器	3300/110V	2台	○
コンデンサ接地形計器用変圧器		1台	○
継電器		4台	○
現場盤		11台	○

**対象設備一覧（3） - ごみ貯留サイロ -**

機 器 名 称	形式・仕様	設置台数	対象業務
			運転管理
<b>【機械設備】</b>			
クラブバケット付旋回クレーン	吊上げ荷重	5.55t	○
	定格荷重	2.25t	
	バケット容量	3m <sup>3</sup>	
	リフト	18m	
		1台	

業務従事者名簿(一般用)

(あて先) 札幌市長

住所  
受託者 商号又は名称  
代表者氏名

㊞

次の業務において、業務対象施設に日常的に従事(常駐)する労働者の名簿を提出いたします。

業務名

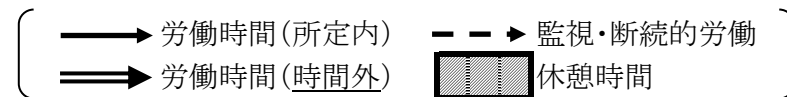
氏名 (雇用年月日)	年齢	雇用契約上の所定労働時間等		社会保険の加入状況		備考 (資格等)
		日： 時間	週： 時間	健康 保険	雇用 保険	
1 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		
2 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		
3 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		
4 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		
5 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		
6 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		
7 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		
8 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		
9 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		
10 ( 年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 ( 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 )		雇用 保険		

(注)「法定」とは、労働基準法第32条に定める労働時間(原則として、一日につき8時間、一週間につき40時間)を意味する。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 業務従事者配置計画書

通常の業務日1日当たりの労働者の配置計画を報告します。□



業務名 \_\_\_\_\_

従事者No.	従事者区分 (A・B・C)	1日の労働時間等 (単位:時間)																								労働時間	休憩時間	変形労働時間制											
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23														
	A・B・C																																						
	A・B・C																																						
	A・B・C																																						
	A・B・C																																						
	A・B・C																																						
	A・B・C																																						
	A・B・C																																						
	A・B・C																																						
	A・B・C																																						
		合 計																																					
時間帯別従事者人数 (1時間単位で記載)		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計	複数労働者でローテーションを組んでいる場合は、業務従事者名簿(様式1)により報告したすべての労働者について記載する必要はありません。												
A																																							
B																																							
C																																							
合計																																							

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業務従事者健康診断受診等状況報告書（一般用）

（あて先）札幌市長

住 所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

㊟

下記1の業務に日常的に従事（常駐）している労働者（「業務従事者名簿（様式1-1）」により報告した労働者）の労働安全衛生法に基づく健康診断について、当該年度（昨年4月～本年3月）の受診状況を下記2のとおり報告いたします。

記

1 業務名

（※業務履行期間： 年 月 日～ 年 月 日）

2 健康診断受診状況

氏 名	社会保険の加入状況		健康診断受診状況	備 考
	健康保険	雇用保険		
1			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	
2			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	
3			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	
4			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	
5			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	
6			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	
7			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	
8			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	
9			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	
10			<ul style="list-style-type: none"> <li>受診済み（ 年 月 日）</li> <li>受診予定（ 年 月頃）</li> <li>受診なし ※備考欄に理由を記載</li> </ul>	

# 業務従事者支給賃金状況報告書

業務従事者名簿で報告した労働者の 年 月に支給した支給賃金状況を次の表のとおり報告します。

商号又は名称

作成者

(連絡先 )

業務名

業務従事者			所定労働時間(実績)				1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)		月支給 合計③ (①+②)	月～ 月末 までの 賞与等	社会保険 加入状況		備 考
No.	年齢	区分	日	週	月	※左記の時間が法定労働 時間を超えている場合 の手續等			給与A ①	給与B ②					
									基本給 その他	通勤手当 精皆勤・家族手当			雇用 保険	健康 保険	
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	月給・日給・時給  ( )円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ( )										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	月給・日給・時給  ( )円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ( )										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	月給・日給・時給  ( )円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ( )										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	月給・日給・時給  ( )円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ( )										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	月給・日給・時給  ( )円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ( )										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	月給・日給・時給  ( )円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ( )										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	月給・日給・時給  ( )円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ( )										

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。